

主な内容

- 2面 論説
軽減税率導入に断固反対
3面 当面の問題シリーズ
4～5面 第52回定期大会議案
6面 関係省庁との勉強会を開催

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3F
電話 03(3356)4479
【URL】http://www.t-zeisei.jp/
編集発行人 広報委員長 小林英理子



軽減税率制度は凍結 もしくは廃止を！

10月15日安倍首相は臨時閣議において「消費税率については、法律で定められたとおり、平成31年10月1日に現行の8%から10%に引き上げる予定です」として「軽減税率を導入し、家計消費の4分の1を占める飲食料品については、消費税率を8%のまま据え置きま」と表明した。我々東京税理士政治連盟(以下「東税政」という。)はかねてより軽減税率制度の問題点を指摘し、消費税率については単一税率を維持するよう要望してきた。

今回の首相発言をどう見ても、来年10月1日から消費税率の引き上げと軽減税率制度の実施が決まったかのよう報道もあるが、首相の発言は「予定です」としており、菅官房長官も閣議後の記者会見で記者の質問に答え「リマンショックのようなことがない限り」と従来の考えを変えていないと発言している。

消費税率の引き上げと複数税率制度の実施が確定していない今、東税政は課税制度に大きな欠陥を持つ軽減税率制度について最要望項目として、その実施に反対し、凍結もしくは廃止を訴えていく必要がある。

東税政が訴えている軽減税率制度の問題点は以下のとおりである。
①導入に伴い減少する税収分を補う代替財源を確保することが難しく、②適用対象品目を限定することが困難であること、③低所得者対策(逆進性の是正)が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で、高所得者層により多くの負担軽減が及ぶこと、④事業者の事務負担が増加する恐れがあること。これらの理由から単一税率の維持と給付による低所得者対策を奨励する。

昨今イートイン、テイクアウトの話がマスコミを賑わしている。テイクアウトしと言って軽減税率で購入したモノを店内で食べれば値を下げたことになる。しかし今言われている制度ではお咎めはない。値を下げた税金が安くなる。道徳的にも問題のある制度である。

一定の新聞が何故か軽減税率対象品目となっていないのは、付加価値税を導入すれば「免税措置」の要求が行政を混乱させ、分配上なる、もしくは還付となる。新聞社は10%への税率UPと軽減税率大歓迎である。このからくりを知れば軽減税率対象品目への陳情合戦が繰り上げられることとなる。

米連邦税に消費税(付加価値税)が導入されているのは、付加価値税を導入すれば「免税措置」の要求が行政を混乱させ、分配上の不公平をもたらす」と米財務省が報告書で導入を否定した結果である。我が国において軽減税率制度導入後に経済団体からの政界、官僚を巻き込んだ陳情合戦が生じるとすれば、米財務省の判断は賢明であったこととなる。既に雑誌業界からは軽減税率の適用を、この陳情が行われている。

我々、税を生涯としていものが、このような欠陥のある制度の実施を看過するわけにはいかない。税は公平かつ簡素であるべきであり、この制度の凍結、もしくは廃止を訴えていく必要がある。よしんばこの制度が実施されたとしても、将来必ず欠陥が露呈し見直しが行われる日が来るであろう。今のEUのように、米財務省の判断は賢明であったこととなる。既に雑誌業界からは軽減税率の適用を、この陳情が行われている。

軽減税率 制度導入反対を訴え

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度導入の凍結・廃止を訴えると共に、平成31年度税制改正の重要要望事項の説明を行った。

◆自民党との朝食懇談会
本連盟は10月25日、自民党本部内会議室において「自由民主党との朝食懇談会」を開催した。写真。

冒頭、自民党東京都支部連合会会長の鴨下一郎衆議院議員より、自民党ではこれから税調が始まるが、税理士皆様の要望を受け止め



て対応したいとのあいさつがあった。
続いて、本連盟の菅原祥元政策委員長より「平成31年度税制改正に関する要望(概要)」から重要要望事項

項の説明があった。特に軽減税率制度の導入に関しては、去る10月15日の臨時閣議で安倍総理が消費税率を平成31年10月1日に10%に引き上げること表明し、それに伴い同制度の導入まで1年を切ったことから、制度導入の凍結・廃止を強く訴えた。

質疑応答の際には、キャッシュレス決済を利用した2%のポイント還元策やインボイス方式導入の際の免税事業者排除の懸念について意見交換するとともに税理士会が行う事業継承マッチングサイトについて説明した。

なお、当日は24名の議員



◆公明党との懇談会
本連盟は10月22日、東京税理士会館において「公明党との懇談会」を開催した。写真。

冒頭、公明党東京都本部代表の高木陽介衆議院議員

より、本日は軽減税率制度について様々な意見を伺うとともに、党が整理した部分も説明させていただき、共通の認識が持てればと考えているとのあいさつがあった。

続いて、本連盟の坂田国

新年号掲載の新春写真を募集

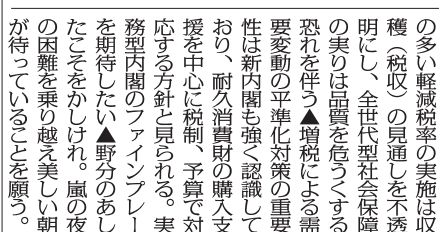
東京税政連では平成31年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募下さい。

- ◆テーマ 自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。
- ◆サイズ A4ヨコで掲載されます。
- ◆条件 税理士が撮影したもので、日税連、日税政、東京会等に応募していない作品。
- ◆送付方法 データをメールにて送るか写真を郵送。
- ◆締切 平成30年12月3日(月)
- ◆送付先 E-Mail: info@tozeisei.jp
郵送: 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 東京税理士政治連盟事務局 行
※ご不明な点は本連盟事務局(電話 03-3356-4479)までお問い合わせ下さい。



9月12日天皇陛下が最後の巡幸を皇居内で行われた。酷暑の今夏ではあったが、宮内庁によれば今年の作柄は平年並みで影響は少なかつたようだ。▲福刈りの時期の見極めは農家でも難しい。稲穂の色づきで推定して天候等外的要因も考慮して適切な時期を判断する。かつて多大な努力を必要とした刈入れ作業は機械化が進められ、効率的に収穫ができる工夫が凝らされている。▲第四次安倍内閣はスポーツの秋に、それぞれのポジションで腕を磨いてきた実務型の人材を結集した。▲全員野球内閣とのふれこみで発足した。新内閣には皇位継承、東京オリンピックと歴史的行事に備えるとともに、喫緊の課題を手堅く処理する手腕が問われる。▲来年の爽やかな秋には積み重ねた景気対策の収穫、消費増税が予定されている。自然災害が相次ぎ国際情勢が緊張する中で、指摘の多い軽減税率の実施は収

穫(税収)の見通しを不透明にし、全世代型社会保障の実りは品質を危うくする恐れを伴う。▲増税による需要変動の平準化対策の重要性は新内閣も強く認識しており、耐久消費財の購入支援を中心に税制、予算で対応する方針と見られる。実務型内閣のフィナンシェを期待したい。▲野分のあしたこそかしけれ。嵐の夜の困難を乗り越え美しい朝が待っていることを願う。



【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 TEL03(3356)4479

第52回 渡邊会長挨拶 (要旨・抜粋)

本日は定元の悪いなか、定期大会にご参加頂き、誠にありがとうございます。

まず、税理士法関係については、前回の改正で、公認会計士への税理士資格付与の条件として、一定の税法に関する実務補習研修の修了が必要となり、この制度が昨年からスタートしております。これについては、今後もしっかりとその動向を見守っていきたいと思っております。

また、昨年の定期大会において決定した重点運動中の税理士制度の発展については、税理士法の改正等について意見集約の段階であり、順次取りまとめを進めてまいります。

税制改正では、事業承継制度が大幅に改正されました。これについては、日税連の神津会長がドイツ視察に行かれた際、ドイツでは中小企業の事業承継政策として50億円まで無税にする法案が出されていることについて調査を行ったことが始まりと聞いております。その後行われた片山さつき議員との税制改正に関する勉強会の席で、ドイツの国会にこのような法案が提出されていることが同議員に



伝えられ、それがおそろしく今回の税制改正のきっかけになったのではないかと考えられます。

また、今年も消費税における軽減税率の凍結、廃止をお願いしています。我々が軽減税率制度に最後まで反対していた事を覚えておいてほしいと各議員に申し上げました。このことは、次のインボイスの時に役に立つと思っています。

このほか、役員報酬の損金不算入規定の見直し、償却資産の申告期限の見直しなどについても税政連は引き続き陳情・改正要望を行います。

次に税政連の組織率についてです。基本的には組織された会員イコール会費納入率になりますが、現在、組織率は39%です。これには大変な危機感をもっております。何とか上向きにしようとする努力しておりますが、横ばい状態です。執行部で検討した結果、税理士は皆、税政連の会員にならなければならないとの結論に至り、単位税政連の規約のひな形を改正しました。しかし、税政連は強制加入の団体ではないので、思想・信条の自由を守り、税政連への加入を望まない者は加入しないことができることも付け加えました。

税理士制度をより良くしていくためには、税理士会と税政連が、車の両輪、あるいは表裏一体としてしっかり活動していかなければなりません。我々の力が削がれることは、税理士制度の危機であると思っています。本日、本連盟の規約の改正を示す関係団体もあつた。

正も諮りますが、改正の趣旨を理解していただき、各単位税政連規約の改正について議論され、ご賛同いただきたいと考えております。

しては引き続き同制度の凍結・廃止を訴えていきたいとの意向を示した。

なお、当日参加した関係団体は次のとおり。日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)

論説

9月初旬の2日間、本連盟では国会議員の後援会組織と共に軽減税率制度・インボイス方式の導入に反対する要望を東京都選出と全国比例の衆参両院国会議員39名に対して陳情した。

表舞台に躍り出て2党(自民党・公明党)合意の下、官邸主導で突き進んだ経緯に留意したい。かかる官邸主導による決着ではその後の陳情活動に一定の制約を受ける。官邸への直訴は儘ならず、従来型の政権与党議員の陳情では最終決定は「あちら」と言うことになり、歯痒い思いをする。ことは再三に亘っている。

6月に実施した会員関与先企業への「軽減税率制度・インボイス制度導入に関するアンケート」の結果によると(回答数

・1600件・要旨は前号掲載)、大多数の企業が導入に反対の回答を寄せたことの意味合いは大きく、今回の陳情では中小企業の意見集約サンプルとして導入反対の理由を明示して現場の生の声を伝えたところである。

このこと、課税コストの増加と相俟って軽減税率業種の取り合いも起きかねない。消費税率導入の先達である欧州でも複数税率の弊害に懲りて単一税率回帰が叫ばれている。逆進性の緩和は複雑な軽減税率制度によること

なく、「痛税感の緩和」という言葉で済ますべきではない。簡明な給付で行うことを改めて提言したい。

軽減税率導入に際して「定期購読の新聞」がその対象とされたことの不自然さは理解できない。十分な国会審議を経たこと

も思われず、低所得者救済のための制度がこれで形無しになった。著しく税の公平性を欠くお手盛りで納得できないのは筆者だけではない。諺にも曰く「世の中は駕籠に乗る人担ぐ人そのまた草鞋を作る人」、職業・業種に上下があるではない。いわずや新聞だけが特別扱いされる理由は見いだし難い。声の大きい者だけが利する世界にならないように会員の声を結果としてこの陳情を継続したい。

10月4日付けの新聞に「軽減税率財源3000億円の不足」の大見出しが躍っていた。

軽減税率導入に断固反対

東京税理士会の税制改正建議項目のうち、これが喫緊の課題として認識していたところであり、会員からの導入阻止の声も高まっている。

そもそも、複数税率制度の発想は自民党税制調査会には無かった筈だ。増税論議の終盤で突如、

税理士引き上げに伴う低所得者対策としての軽減税率導入も、結果として高所得者に多くの負担軽減が及ぶことはこれまでにも指摘されてきたことである。企業にとっても我々税理士にとっても、計算事務の複雑化による作業生産性の低下は必定

「定期購読の新聞」がその対象とされたことの不自然さは理解できない。十分な国会審議を経たこと

も思われず、低所得者救済のための制度がこれで形無しになった。著しく税の公平性を欠くお手盛りで納得できないのは筆者だけではない。諺にも曰く「世の中は駕籠に乗る人担ぐ人そのまた草鞋を作る人」、職業・業種に上下があるではない。いわずや新聞だけが特別扱いされる理由は見いだし難い。声の大きい者だけが利する世界にならないように会員の声を結果としてこの陳情を継続したい。

10月4日付けの新聞に「軽減税率財源3000億円の不足」の大見出しが躍っていた。

軽減税率導入に際して「定期購読の新聞」がその対象とされたことの不自然さは理解できない。十分な国会審議を経たこと

も思われず、低所得者救済のための制度がこれで形無しになった。著しく税の公平性を欠くお手盛りで納得できないのは筆者だけではない。諺にも曰く「世の中は駕籠に乗る人担ぐ人そのまた草鞋を作る人」、職業・業種に上下があるではない。いわずや新聞だけが特別扱いされる理由は見いだし難い。声の大きい者だけが利する世界にならないように会員の声を結果としてこの陳情を継続したい。

10月4日付けの新聞に「軽減税率財源3000億円の不足」の大見出しが躍っていた。

陳情・要望活動の様子

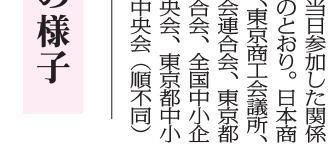
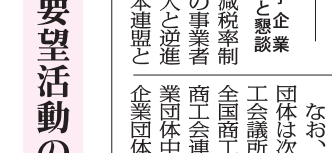
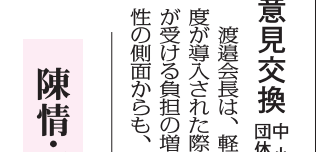
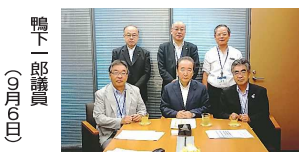
渡邊会長は、軽減税率制度が導入された際の事業者が受ける負担の増大と逆進性の側面からも、本連盟と

団体と懇談

中小企業

本連盟は10月16日、東京税理士会と共催で「中小企業関係団体との懇談会」を開催した。

26回目を迎えた今回は、第一部で平成31年度税制改正要綱について、第二部で来年10月の消費税率引き上げに伴い導入される軽減税率制度について意見交換を行った。特に軽減税率制度の導入については、本連盟が制度凍結又は廃止を強く訴える一方、制度導入はゼロベースで見直すべき、との日本商工会議所の意見もある中、関係法が施行されていることから慎重な対応を示す関係団体もあつた。



しっかりした補償で
専門家としてのリスク対応を万全に
税理士職業賠償責任保険
新規加入の募集をしています。

日本税理士会連合会では加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) / 日本税理士会連合会

●お問合せ先
㈱日税連保険サービス

〒141-0032
東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ [ぜいばいほけん](#) [検索](#)

ホームページでは、保険料の試算(保険料計算シミュレーター)ができます。
【保険料は全額損金算入可】

国及び地方の長期債務残高

○普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、平成30年度末に1,107兆円(対GDP比196%)に達する見込み。

(単位:兆円程度)

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績見込>	平成30年度末 (2018年度末) <政府案>
国	390 (387)	493 (484)	621 (613)	662 (645)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	893 (837)	915 (860)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	594 (586)	636 (619)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	864 (808)	883 (828)
対GDP比	56% (56%)	88% (87%)	121% (119%)	127% (124%)	136% (134%)	143% (140%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	154% (146%)	157% (147%)	156% (147%)
地方	163	198	199	200	200	201	201	201	199	197	195	192
対GDP比	31%	38%	40%	40%	41%	41%	40%	39%	37%	37%	35%	34%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	820 (812)	862 (845)	895 (885)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,087 (1,031)	1,107 (1,052)
対GDP比	105% (105%)	134% (132%)	167% (165%)	173% (169%)	181% (179%)	188% (186%)	192% (187%)	193% (188%)	196% (186%)	198% (188%)	198% (187%)	196% (187%)

(注1) GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度及び30年度は政府見通しによる。
(注2) 平成29年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。
(注3) このほか、平成30年度末の財政投融資特別会計国債残高は94兆円程度。

※財務省：日本の財政を考える より

プライマリー・バランスを 早期に黒字に！

「国の借金」国債残高過去最高に
財務省は、平成30年9月末における国債・借入金・政府短期証券を合わせた

「国の借金」の残高が1080兆円と発表した。国債が950兆円、一時的な資金不足の穴埋めする政府短期証券は78兆円となり、国

民1人当たり約85.2万円の借金を抱えることになった。この増え続ける借金について、スポットを当てて検討し、掘り下げてみた。

長期借入金の推移と財政改善方法

財務省の「国及び地方の長期債務残高」(上記資料参照)は年々増加していくが、この財政改善策はあるのか？

考えられる方法としては①財政投資により景気回復を促して税収を引き上げ、②給付を減らす、③税率を引き上げるの3択である。現状では政府は、経済対策で①を狙って財政を拡大してきた。これにより景気は上向き、確かに法人・個人の所得は伸びたが結果として国に借金は積み上がっていった。

景気拡大基調 掘り下げられ 政府は雇用や所得環境の改善を挙げ、民需を中心とした景気回復を強調するが、内需が不安定な日本経済は海外要因に動じやすい。トランプ米政権の保護主義的な政策は変わらず、中国などの対抗措置で貿易が縮小し、その影響は日本を含め世界へ広がる。中東情勢の緊迫が原油高をもたらし、関連製品の物価高を連ねて個人消費を冷やす。

「当面の問題」シリーズ 126

業が税金を払う国を自由に選ぶ中、従来の制度では課税すべき利益を捉えられなくなっていると言われる。産業のIT化が進み、技術やデータなどの知的財産から生じた利益や経済がどの国で発生したかを分けるのが難しくなっている。

②「経済再生」を断行、健全化なしに基本国策の方と位置づけ5年間を対象期間とした。歳出改革は民間の知恵・資金等を有効活用する「公的サービスの産業化」、国民・企業・地方公共団体等の意識行動の変化を促す「インセンティブ改革」、見える化・IT化による「公共サービスのイノベーション」に取り組む。

③歳入面では、経済環境を整える中で、消費税率を引上げ安定的な経済成長を持続させ歳入増を実現させ、それにより「経済・財政一体改革」を推進することにより、平成32年度には基礎的財政収支が黒字化される見込み。

企業経営者の考え 借入金の恐怖

日本の経営者は、バブル崩壊、リーマンショック時に資金繰りに苦しめられ有利子負債を優先的に減らす努力を日々行っている。多額の負債が経営の重荷となり「倒産」の記憶が頭から離れないためである。高収益であっても、資本効率から株主還元やM&Aなど成長投資に生きたお金を活用すべきという声に対して、守りの財務姿勢を崩さずに内部留保を進める経営者も多い。

平成30年3月「経済・財政一体改革の中間評価」の発表によると、GDPの増加、雇用の増加、景気回復の長期化は、デフレではない状況を作り出す大きな成果を生み出した。しかし財政における平成32年度の基礎的財政収支の黒字化は困難とされ、同年6月に「新経済・財政再生計画」が策定され、5年先に黒字化目標が先延ばしとなった。

④「基礎的財政収支(プライマリー・バランス)」とは、税収・税外収入と、国債費(国債の元本返済と利子の支払いにあてられる費

用を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標。

借金の本当の恐ろしさを知っている企業経営者と財政再建を掲げながら政策を先延ばしにする政府とは借金が対する考えに相当の開きがある。この秋、税政連は、国会議員に対し消費税率軽減税率制度反対の陳情を行った。「次の世代に少しでも借金を軽くすること、それが我々世代の使命である。軽減税率導入による税収が6000億円減少、加えて政治による新聞等の特別軽減品目が次々に増えることが予想され、財政不足が加速し更なる消費税率引上げ時期が早い段階で到来する」と声を大にして訴えたが反応は薄い。まるで借りた金は返さなくて良いと思っているようであった。

一刻も早くプライマリー・バランスを黒字化する施策を実行しなければ手遅れとなる。仲間からそして納税者から税制改正の建議を託された税政連としては、時間の許す限り国会・地方議員に接し、財政の健全化に向けてプライマリー・バランス状況を考慮しつつ、世界に誇れるそして次の世代に引き継ぐべき税制に、積極的に建議活動を行い、突き進まなければならない。

「経済・財政再生計画(一体改革)」平成27年6月、国は「経

済・財政再生計画(一体改革)」平成27年6月、国は「経

済・財政再生計画(一体改革)」平成27年6月、国は「経

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット 月額 12,800円(税抜)

法人税の達人、経理簿記の達人、消費税の達人、内部統制の達人、金銭簿記の達人、年報・決算書の達人、車工簿記の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第4号議案

平成30年度運動方針決定の件

一 運動方針

国内景気は緩やかに拡大しているものの、海外情勢の不透明感、国内においては自然災害や急速に進む少子高齢化等の懸念もあり日本経済はまだまだ不安定な状況である。

また、混迷した国会運営が続く中、いよいよ平成31年10月より消費税率10%への引上げ、併せて「軽減税率制度」の導入が予定されている。

このような状況下における平成31年度税制改正に向けての喫緊の課題として、「消費税の軽減税率制度とインボイス制度導入の凍結、廃止」、「所得税の人的控除及び控除方式の見直し」、「役員給与の損金不算入規定の見直し」、「償却資産に係る固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分の見直し」、「マイナンバー制度における個人事業者番号の導入」が挙げられる。

特に、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、納税義務者である事業者への事務コスト負担についても、複数の税率制度の導入ではなく、単一税率の維持による給付措置により行うべきであると、本連盟では従来より要望を行っている。

施行が目前に迫っている状況下において「インボイス制度」導入に伴う事務コスト負担やいわゆる免税事業者排除の問題とともに、より強く導入反対の運動を行っていかねばならぬ。

一方、東京税理士会においては、税理士制度が、次世代を担う若年層にとってさらに魅力ある制度として将来にわたり維持・発展できるように、あるべき税理士制度の構築に向けた検討が進められている。本連盟としても東京税理士会の求めに応じ、必要な施策を講じていく必要がある。

なお、災害関連税制については、平成29年度税制改正において、災害関連税制の恒久化が行われたが、より一層の税制面からの迅速な被災者支援を可能とするための税制の確立に向けた運動を引き続き行う。

の参画

8. 社会の変動に対応した税政連の組織及び運動の確立

二 重点運動

上記の運動方針に基づき、国会及び地方議会関係者、日本税理士政治連盟、中小企業団体及び消費者団体等との連携並びにマスコミ対策を強化し、次の重点運動を強力に展開する。

1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、運動を行う。

2. 税の専門家として、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

3. マイナンバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。

5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携しつ強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章

を策定するための運動を行う。

7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

8. 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。

9. 災害関連税制については、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

10. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審判員制度の充実等に関するための公益的業務に積極的に参加していくための運動を行う。

11. 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。

12. 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

13. 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及、促進を行う。

14. 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な運動を行う。

第6号議案

平成30年度収支予算決定の件

平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(単位:円)

(収入の部)				摘要	
科目区分	科目	予算額	前年度予算額	増減	
会費	会費	48,251,500	48,086,500	165,000	平成26年度会費
寄付金	寄付金	4,100,000	4,500,000	△400,000	税政連サポート募金
事業収入	日税政助成金	300,000	340,000	△40,000	日本税理士政治連盟からの助成金
	機関紙広告料	12,787,200	12,787,200	0	東税協、東税データ他
	受託事業収入	3,240,000	3,000,000	240,000	受託業務企画運営費用
	その他事業収入	1,950,000	1,950,000	0	大会懇親会祝金、朝食懇談会会費等
	事業収入計	(17,977,200)	(17,737,200)		
雑収入	雑収入	1,000	1,000	0	受取利息ほか
当期収入合計		70,629,700	70,664,700	△ 35,000	
前期繰越金		12,002,386	10,746,200	1,256,186	
収入合計		82,632,086	81,410,900	1,221,186	

(支出の部)

科目区分	科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
事業活動費	事業費	5,370,000	5,630,000	△260,000	国対活動関係(朝食懇談会等)、選対活動関係、東日本ら税政連会議、ブロック別会議、セミナー、研修会関係、その他の事業活動に伴う諸費用
	資料作成費	300,000	260,000	40,000	頒布用資料
	後援会助成金	900,000	900,000	0	設立助成金、活動助成金
	単位税政連助成金	620,000	620,000	0	活動助成金
	広報活動費	11,250,000	11,050,000	200,000	機関紙発行(年4回)費用ほか
	事業活動費計	(18,440,000)	(18,460,000)		
組織活動費	会議費	700,000	850,000	△150,000	各種会議等に関する費用
	大会費	4,400,000	4,300,000	100,000	大会関係費用
	旅費交通費	4,000,000	4,500,000	△500,000	旅費交通費
	渉外費	2,150,000	2,190,000	△40,000	単位税政連、関係諸団体に関する祝金ほか
	組織活動費計	(11,250,000)	(11,840,000)		
日税政分担金	日本税政連分担金	27,136,800	26,751,600	385,200	日本税理士政治連盟への分担金
経常経費	人件費	12,930,000	12,600,000	330,000	職員及びアルバイト等
	事務費	1,080,000	580,000	500,000	事務機器、事務用品
	事務所費	2,600,000	2,800,000	△200,000	事務室及び倉庫等の賃料、共益費等
	通信費	700,000	700,000	0	郵便料金、電話料
	印刷費	1,700,000	1,700,000	0	封筒、名刺、資料等印刷代、コピー代
	租税公課	970,000	0	970,000	消費税、法人都民税
	雑費	350,000	350,000	0	振込手数料ほか
	経常経費計	(20,330,000)	(18,730,000)		
予備費	予備費	5,475,286	5,629,300	△154,014	
当期支出合計		82,632,086	81,410,900	1,221,186	
当期収支差額		△12,002,386	△10,746,200	△1,256,186	
次期繰越金		0	0	0	
					参考
当期収入合計				70,629,700	
当期支出合計(予備費を除く)				77,156,800	
当期収支差額(//)				△6,527,100	

第5号議案

平成30年度組織活動方針決定の件

平成30年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

一 政策委員会
1. 本年度運動方針に基づ

き具体的政策を企画立案する。

2. 中小企業団体、報道関係者、消費者団体、他士業団体等との連携強化策を企画立案する。

3. 規制・制度改革、構造改革と並行して国際化、情報化、多様化が急速に進むに、次の運動を強力に推進する。

二 財務委員会
1. マイナス収支による危機的財政状況を脱するため、単位税政連及び本連盟各委員会と連携し、会員数

増強による会費収納率の向上を図り、持続可能な財政基盤の確立を目指す。

2. 前年度に引き続き、効果的かつ効率的な予算執行に努める。

3. 政治資金規正法の理解と、政治資金に対する正しい認識の研修と普及に努める。

三 組織委員会
1. 本連盟の更なる組織強化のため、単位税政連の会

員の増強及び活動の充実を図る。

2. 税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士への加

5. 証券交付式において新規登録者に対し、税政連への加入勧奨を行う。
6. 財務委員会と連携し、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。
4. 国対委員会
1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の施策実現のための必要な政治活動を行う。
2. 税理士制度の更なる発展を目指す、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るための活動を行う。
3. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各

- 単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。
4. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。
5. 中小企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。
6. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
7. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。
5. 広報委員会
1. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。
2. 各単位税政連並びに国

- 国会議員等後援会の活動状況を紹介します。
- 改正税理士法のその後、の動向を注視し、機関紙及びホームページを通して会員への情報提供を行う。
4. 納税者、議員、中小企業団体等に対して本連盟の事業活動を積極的にPRする。
5. 全国の各税政連と交流し、情報の交換を図る。
6. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報のメール配信を行う。
6. 後援会対策委員会
1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織

第52回定期大会質疑応答(要旨・抜粋)

【第4号、5号、6号議案】
木下代議員(日本橋)
①平成31年は、参議院選挙と統一地方選挙が予定されているが、どのような対策を立てているのか。
②本連盟の機関紙を東京税理士会の会報と一緒に送付できないか。公認会計士

協会は、会計士会東京会との関係と税政連の機関紙が同封されているので、同様の策を講ずることはできないのか。
③消費税率の10%への引き上げに伴う軽減税率制度について、この軽減税率という用語の使用はやめてもらいたい。軽減税率ではない

①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

東京税理士会会長 西村 新



税理士制度の維持・発展のために

東京税理士政治連盟第52回定期大会にお招きいただきまして誠にありがとうございます。また、盛大に開催されましたことをお慶び申し上げます。

今年の夏は2つの大きな地震と西日本を中心とする集中豪雨等で多くの方々が被災をされております。自然災害の多い夏だったと思っております。被災をされた皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方

いっておりますことに敬意を表するところでございます。また、先ほど渡邊会長のお話の中にもございましたけれど、平成30年度の事業継続税制について大幅な緩和が実現しております。これも皆様方の日々の努力の成果だ方にお見舞いを申し上げますとともに、感謝を申し上げますところでございます。

「担い手探しナビ」というサイトを10月1日に開始いたします。ぜひ皆様方の参加をお願いいたします。今後とも共に手を携えて活動していきたくと思っております。皆様方のご協力をより一層お願いいたします。また、本日この総会のすべての議案が無事承認可決され人材が減少していることにも危機感をもちます。東京会をはじめ

中小企業の問題につきまして、はじめ全国の税理士会は、税理士のは、税理士会では大きな問題意識をもってあります。皆様ご承知のとおりこの15年間で約100万社が減少したと言われ、経営者の高齢化、跡継ぎ等の問題が深刻になっております。税理士会では、日東税政の皆様方が税理士会の掲げる税制改正要望等の実現のために、日々精力的に活動していただ先を探索してマッチングするという

の強化と活動の活性化を支援する。
2. 後援会に関する諸規定の制定・見直しを必要に応じて行う。
七 推薦審査会
各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在



菅原政策委員長

菅原政策委員長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

菅原政策委員長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

吉川幹事長
①平成31年は参議院選挙と統一地方選挙が実施されるが、参議院選挙では、改選となる東京の議員はおそらく3名と思われる。現在

50代の方必見!!

ご加入いただける方
＜税理士本人・配偶者＞
新規加入 70才まで。更新 80才まで。
＜本人・配偶者の実父母＞
新規加入、更新ともに 85才まで。
パンフレットで負担金の安さをご確認下さい!

にちげいきょうさい 日本税理士共済会 の団体介護保障 申込受付中!

50代の方の加入が増えています。
月々1,000円以下の負担で
「ある日突然」に備えましょう。
※要介護2以上で介護保険金
400万円を支給します。

詳細のお問合せ
お申込みは

にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会 検索



私のスナッツ

高橋 翼
(荒川)

裁判員裁判を経験して

今から約9年前のある日、私の自宅に裁判所から一通の封筒が届きました。中には私が裁判員候補者名簿に記載された旨の通知が、この名簿に記載された人の中から翌年の裁判員候補者を選任すること等の案内が入っていました。とりあえず提出が求められている調査票を返しましたが、最終的には引き延ばしによって裁判員を決めるようでしたので、この時点では私が裁判員に選ばれることはまずないだろうと確信していました。しかし、その後の裁判

所からの呼出しや選任手続等の結果、なんと私が補充裁判員に選任されることになりました。補充裁判員は裁判員とは異なるため、審理で被告人に直接質問すること等はできませんでした。しかし、裁判員と二緒に審理に立ち会ったり、評議を傍聴するといったこと等の案内が入っていました。一連の裁判手続きに参加することができ、非常に良い経験になりました。裁判員等に選任される確率は年間0.01%程度です。もし皆様にこの機会があるとしたら、積極的に参加されたいと思います。しかし、その後の裁判

◇税理士後援会の活動



松原仁後援会定期総会 (H30. 7. 24)



石原ひろたか後援会定期総会・懇親会 (H30. 7. 23)



小倉将信後援会総会 (H30. 9. 17)



小田原潔後援会設立総会 (H30. 9. 10)



片山さつき後援会総会 (H30. 10. 5)



初鹿明博後援会創立総会 (H30. 9. 27)

ほのぼの喫茶室【豊洲のサンマはホロ苦い?】

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



今年のノーベル生理学・医学賞は、がん免疫療法に新たな道を開いた京都大学の本庶佑特別教授が受賞した。「オプジーボ」は新しいタイプのがん治療薬として期待されている。日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで死亡しているという。近い将来には、日本人の死亡原因1位であるがんも治る病気になるだろう。

最近、度々見たら聞いた



たります。「人生100年時代」というフレーズが現実味を帯びて感じられる。「少子高齢化社会」を生きる次世代が心配になる。「社会的弱者を切り捨てる社会であってほしい」と、次世代に付けを回すことは避けたい。頭の中で色々な思いがぐるぐる廻る。

(Y・F)

広報委員を担当することになってから、丁度、1年が経ちました。支部の広報部に所属し、報告を作成することがあったので、大抵の流れはわかっていました。税理士の歴史や背景や政治的な問題等についてあまり考えたことがなかった。

編集点描

今後、一人でも多くの会員の読んで頂き、東京税政連の活動内容を理解していただけるように頑張っていきたいと思っています。

(大森・阿部)

(北沢・川邊)

ホームページをリニューアルしました！
本連盟のホームページをリニューアルしました。明るく親しみやすくなりましたので、是非アクセスして下さい。



会計事務所様の
こんなお悩み、
ご相談ください。

MJSが
解決します。

税理士 堀川 隆

大量の仕訳に悩まれて大変！

後継者がいない

事業承継
支援サービス

顧問先にコスト削減の提案をしたい

顧問先に自動化を推進したい

「検索」で、目からウロコの「解決策」が見つかります。

MJS 株式会社MJS情報サービス

口座振替で集金業務を効率化 関与先をご紹介ください!

東税協共栄会『関与先向け集金代行サービス』

ご成約の場合
紹介手数料を
お支払いします

【NSS口座振替システム(Eタイプ)導入のメリット】

- 1. 集金率がアップ**
安全・迅速な集金により資金計画が立てやすくなります。
- 2. 事務負担が軽減**
振込票・領収書の発行や入金の確認作業などの事務負担が軽減できます。
NSSから各金融機関に口座確認手配をいたします。
- 3. 簡単に使いやすい**
1件から振替可能です。
インターネットによるデータ入力で請求額の金額変動にも対応可能です。
コールセンターにて操作方法などを丁寧にサポートします。
- 4. シンプルな料金体系**
初期費用・送金手数料は不要、請求のない月は基本料も0円です。

※NSS日本システム収納による所定の審査があります。

紹介キャンペーン実施中!

対象期間/平成30年4月1日～平成31年3月31日

対象契約/期間中に口座振替が開始された「紹介契約」
表彰対象/東京税理士協同組合の48支所
表彰基準/紹介契約3件以上で**30,000円**
5件以上で**50,000円**を支所へ贈呈

請求1回あたりのご利用料金(税別)

100口座未満	35円×請求口座数+7,500円
100口座以上	1.10円×請求口座数

＜お問い合わせ＞
大同生命グループ

NSS日本システム収納株式会社 TEL **0120-700-676**

口座システムの詳細はWebで
日本システム収納 検索

M&A仲介サービス 関与先のM&Aはストライクにお任せ!

ストライク(東証一部上場)は全国の中小企業をM&Aという形で支援する企業です。

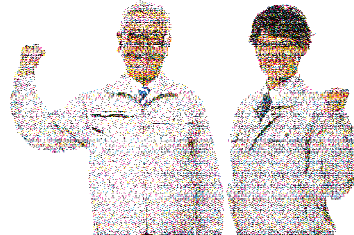
関与先が「後継者不在」や「事業の選択と集中」等でお困りであれば、ぜひストライクにご相談ください。

株価算定

第三者に株式を譲渡する場合の
株式価値の目安を**無料で**
算定いたします。
関与先企業がM&Aを
検討する際の参考情報となります。

M&A支援

経営課題の解決のため
関与先が株式譲渡や事業譲渡を
希望される場合
ストライクが親身から
サポートまで全て対応します。



ここに良い線
0120-552-410

東京都千代田区人形町1丁目9番2号
大手町フィナンシャルシティ/ランキュー18階
<http://www.strike.co.jp/> 担当: 中村大相(だいすけ)

不動産価格査定書を無料でご提供

不動産のことなら何でもご相談ください



不動産売却の仲介

「安心」な取引にかかせない調査をしっかりと行い、
「安心」「誠実」な売却をお手伝いいたします。

不動産の調査・価格査定

豊富な売買事例データをもとに的確な価格査定を
いたします。居住用不動産のみならず事業用・収益
用不動産の査定もお任せ下さい。

不動産購入のお手伝い

土地・マンション・収益不動産などの不動産情報
をご提供いたします。

組合員・準会員本人及びその一親等の親族の売却・購入の場合、仲介手数料
の**20%を割引**、クライアントの売却・購入の場合は仲介手数料の**20%**
を**精算提供料としてお支払い**いたします。



三井住友信託銀行のグループ
三井住友トラスト不動産

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地1
初田ビルディング7階
首都圏情報営業部 TEL 03-6870-3605

同1交通大臣(第3397号)
(一社)不動産協会会員 (一社)不動産流通総合協会会員 (公社)首都圏不動産取引協議会加盟

税理士業務に関する専門書店

東税協直営売店

東京税理士会館1階

東税協の組合員、準会員の皆さまには3つの特典

1. 一部の商品を除き定価の10%割引
2. 1回のお買い上げ金額5千円(10%割引後)以上は送料無料
3. 代金後払いサービス
組合員・準会員特別優待券をご利用
いただけます。
ホームページ・FAXにてご注文ください。

2019年版「**税務手帳**」総発売中
組合員価格**814円(税込)**

直営売店をご利用の際は 組合員証・準会員証をご提示ください

直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証
のご提示が必要となりますので、ご協力くださいませうお願いいたします。

お申込み・お問い合わせは以下の「直営売店」へ

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151 0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代)
FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151 0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代)
FAX 03(3354)6446



各事業の詳細は、ホームページや
冊子「事業案内(2018年版)」で
ご案内しています。

「事業案内」をご希望の方は、
事務局までご連絡ください。

東税協